

平成31年第1回大山町教育委員会

招集年月日 平成31年1月23日(水) 午前9時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番		湊谷紀子	2番		池嶋順子	3番		林原浩子
4番		金田吉人						

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言 (時 分)

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定

自 時 分 至 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第 1 号 大山町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 2 号 大山町社会体育施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

日程第 5 議案第 3 号 指定学校の変更について

日程第 6 議案第 4 号 区域外就学について

3. その他

4. 次回の開催日程 平成31年 月 日

5. 閉会宣言 (時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
12月28日	金	仕事納め式、年末・年始休業日(～1月3日)
1月3日	木	大山町成人式(保健福祉センターなわ)
4日	金	仕事始め式
7日	月	町内小中学校3学期始業式
8日	日	六長合同会議
11日	金	町村教育委員会連絡協議会合同研修会打ち合わせ会(名和公民館)
13日	日	大山町初区長会(保健福祉センターなわ)
15日	火	西部町村社会教育協議会常任委員会(日野町役場)
16日	水	西部地区教職員人事ヒアリング(南部町天萬庁舎)
21日	月	臨時議会、西部地区町村教育委員会連絡協議会合同研修会(福祉センターなわ)
23日	水	定例教育委員会

今 後 の 予 定

25日	金	スキー大学開会式(ホテル大山)
26日	土	大山町人権・同和教育推進大会(保健福祉センターなわ)
29日	火	大山町老人クラブ研修会、嘉手納町人材育成交流事業記念式典(保健福祉センターなわ、嘉手納町訪問団来町～2月1日)
30日	水	教職員組合との話し合い
31日	木	大山カレッジ

2月1日(金) 嘉手納町人材育成交流事業お別れ会(名和公民館)

2月3日(日) 大山町百人一首大会(保健福祉センターだいせん)

議案第1号

大山町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

大山町社会体育施設条例の一部を改正する条例を平成31年3月大山町議会定例会に提出する。

平成31年1月23日

大山町教育委員会

教育長 鷺見寛幸

大山町社会体育施設条例の一部を改正する条例(案)

大山町社会体育施設条例(平成17年大山町条例第92号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の別表中太線で囲われた部分を削る。

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
大山町中山運動場	大山町下甲1017番地2	大山町中山運動場	大山町下甲1017番地2
大山町上中山水泳プール	大山町東積314番地	大山町上中山水泳プール	大山町東積314番地
大山町中山野球場	大山町下甲1017番地2	大山町中山野球場	大山町下甲1017番地2
大山町名和総合運動公園野球場	大山町名和1247番地1	大山町名和総合運動公園野球場	大山町名和1247番地1
〃 陸上競技場	大山町名和1247番地1	〃 陸上競技場	大山町名和1247番地1
〃 テニスコート	大山町名和1247番地1	〃 テニスコート	大山町名和1247番地1
〃 アスレチック広場	大山町名和1247番地1	〃 アスレチック広場	大山町名和1247番地1
大山町大山グラウンド	大山町佐摩869番地1	大山町高麗体育館	大山町妻木581番地
大山町高麗運動場	大山町妻木630番地	大山町大山グラウンド	大山町佐摩869番地1

大山町大山野球場	大山町今在家607番地
大山町大山武道館	大山町所子218番地2
大山町赤松体育館	大山町赤松931番地1

別表第2(第5条関係)

社会体育施設使用料

施設名	単位	使用者の区分		
		町内	町外	混合
大山町中山運動場	1時間につき	無料	540円	270円
大山町中山野球場	1時間につき	無料	1,080円	810円
大山町名和総合運動公園野球場	1時間につき	830円	2,080円	1,560円
〃 〃 夜間照明施設	1時間につき	5,140円	10,280円	7,710円
〃 陸上競技場(専用使用)	1時間につき	410円	830円	620円
〃 〃 夜間照明施設	1時間につき	620円	1,030円	830円
〃 テニスコート	1時間につき (1コート)	320円	620円	510円
〃 〃 夜間照明施設	1時間につき (1コート)	320円	510円	410円
大山町大山グラウンド	1時間につき	無料	540円	270円
大山町高麗運動場	1時間につき	無料	540円	270円
大山町大山野球場	1時間につき	540円	1,080円	810円

大山町高麗運動場	大山町妻木630番地
大山町大山野球場	大山町今在家607番地
大山町大山武道館	大山町所子218番地2
大山町赤松体育館	大山町赤松931番地1

別表第2(第5条関係)

社会体育施設使用料

施設名	単位	使用者の区分		
		町内	町外	混合
大山町中山運動場	1時間につき	無料	540円	270円
大山町中山野球場	1時間につき	無料	1,080円	810円
大山町名和総合運動公園野球場	1時間につき	830円	2,080円	1,560円
〃 〃 夜間照明施設	1時間につき	5,140円	10,280円	7,710円
〃 陸上競技場(専用使用)	1時間につき	410円	830円	620円
〃 〃 夜間照明施設	1時間につき	620円	1,030円	830円
〃 テニスコート	1時間につき (1コート)	320円	620円	510円
〃 〃 夜間照明施設	1時間につき (1コート)	320円	510円	410円
大山町高麗体育館アリーナ(全面)	1時間につき	無料	320円	230円
〃 アリーナ(半面)	1時間につき	無料	150円	110円
〃 〃 照明	1時間	210円	210円	210円

夜間照明施設	1時間につき	5,140円	10,280円	7,710円				
大山町大山武道館(全面)	1時間につき	150円	320円	230円				
〃(半面)	1時間につき	70円	150円	110円				
〃 照明施設	1時間につき	210円	210円	210円				
大山町赤松体育館アリーナ(全面)	1時間につき	150円	320円	230円				
〃(半面)	1時間につき	70円	150円	110円				
〃 照明施設	1時間につき	210円	210円	210円				
施設	につき							
大山町大山グラウンド	1時間につき	無料	540円	270円				
大山町高麗運動場	1時間につき	無料	540円	270円				
大山町大山野球場	1時間につき	540円	1,080円	810円				
夜間照明施設	1時間につき	5,140円	10,280円	7,710円				
大山町大山武道館(全面)	1時間につき	150円	320円	230円				
〃(半面)	1時間につき	70円	150円	110円				
〃 照明施設	1時間につき	210円	210円	210円				
大山町赤松体育館アリーナ(全面)	1時間につき	150円	320円	230円				
〃(半面)	1時間につき	70円	150円	110円				
〃 照明施設	1時間につき	210円	210円	210円				

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第2号

大山町社会体育施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

大山町社会体育施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(案)を平成31年3月大山町議会定例会に提出する。

平成31年1月23日

大山町教育委員会

教育長 鷲見寛幸

大山町社会体育施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(案)

大山町社会体育施設の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の別表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
	使用時間	休館日		使用時間	休館日
大山町中山運動場	4月～9月 午前6時～午後7時 10月～3月 午前7時～午後5時	毎週月曜日(祝日と重なる場合はその翌日) 12月29日～1月3日	大山町中山運動場	4月～9月 午前6時～午後7時 10月～3月 午前7時～午後5時	毎週月曜日(祝日と重なる場合はその翌日) 12月29日～1月3日
大山町中山野球場	4月～9月 午前6時～午後7時 10月～3月 午前7時～午後5時	毎週月曜日(祝日と重なる場合はその翌日) 12月29日～1月3日	大山町中山野球場	4月～9月 午前6時～午後7時 10月～3月 午前7時～午後5時	毎週月曜日(祝日と重なる場合はその翌日) 12月29日～1月3日
大山町名和総合運動公園陸上競技場	午前8時30分～午後10時	毎週月曜日(祝日と重なる場合はその翌日) 12月29日～1月3日	大山町名和総合運動公園陸上競技場	午前8時30分～午後10時	毎週月曜日(祝日と重なる場合はその翌日) 12月29日～1月3日

大山町名和 総合運動公 園野球場	午前8時30分～午 後10時	毎週月曜日(祝 日と重なる場 合はその翌日) 12月29日～1 月3日	大山町名和 総合運動公 園野球場	午前8時30分～午 後10時	毎週月曜日(祝 日と重なる場 合はその翌日) 12月29日～1 月3日
大山町名和 総合運動公 園テニスコ ート	午前8時30分～午 後10時	毎週月曜日(祝 日と重なる場 合はその翌日) 12月29日～1 月3日	大山町名和 総合運動公 園テニスコ ート	午前8時30分～午 後10時	毎週月曜日(祝 日と重なる場 合はその翌日) 12月29日～1 月3日
大山町大山 グラウンド	午前8時30分～午 後7時	12月29日～1 月3日	大山町大山 グラウンド	午前8時30分～午 後7時	12月29日～1 月3日
大山町高麗 運動場	午前8時30分～午 後7時 ただし、月曜日は 午後5時まで	12月29日～1 月3日	大山町高麗 運動場	午前8時30分～午 後7時 ただし、月曜日は 午後5時まで	12月29日～1 月3日
大山町大山 野球場	午前8時30分～午 後10時 ただし、月曜日は 午後5時まで	12月1日～3月 31日	大山町高麗 体育館	午前8時30分～午 後10時 ただし、月曜日は 午後5時まで	12月29日～1 月3日
大山町大山 武道館	午前8時30分～午 後10時	12月29日～1 月3日	大山町大山 野球場	午前8時30分～午 後10時 ただし、月曜日は 午後5時まで	12月1日～3月 31日
大山町赤松 体育館	午前8時30分～午 後10時	12月29日～1 月3日	大山町大山 武道館	午前8時30分～午 後10時	12月29日～1 月3日
			大山町赤松 体育館	午前8時30分～午 後10時	12月29日～1 月3日

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第3号

指定学校の変更について

下記のとおり指定学校変更の申立てがあり、学校教育法施行令第8条の規定により、指定学校を変更するものとする。

平成31年1月23日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

1. 指定学校変更の申立て 6件（詳細別紙） 認定件数 件

議案第4号

区域外就学について

下記のとおり区域外就学の申立てがあり、学校教育法施行令第9条の規定により区域外就学を許可するものとする。

平成31年1月23日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

1. 区域外就学の申立て 7件 (詳細別紙) 認定件数 件